

酒類製造における遺伝子組換え微生物の使用

酒類製造において遺伝子組換え微生物(酵母、麹菌等)を用いる場合には、さまざまな法令を遵守する必要があります。

日本国内において、酒類製造(産業上の利用)において遺伝子組換え微生物を用いる場合は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)によって定められている手続きが必要となります。

具体的には以下の通りです。

- ① 拡散防止措置を執らない開放系で遺伝子組換え微生物を使用する場合(第一種使用等)は、生物多様性に与える影響について評価を行った上で、事前に主務大臣の承認を得る必要があります。
- ② 拡散防止措置を執った閉鎖系で遺伝子組換え微生物を使用する場合(第二種使用等)は、その使用等をすする間、当該第二種使用に当たって執るべき拡散防止措置について主務省令で定められている場合は当該拡散防止措置を、定められていない場合には事前に主務大臣の確認を受けた措置を執る必要があります。

主務大臣は、遺伝子組換え微生物を酒類製造目的に使用する場合は財務大臣、研究目的に使用する場合は文部科学大臣となります。拡散防止措置の確認の詳細については、以下の国税庁ホームページをご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sonota/kakusan/index.htm>

遺伝子組換え微生物を酒類製造目的に使用する際は、必ず事前に所轄の国税局鑑定官室にご相談ください。

- 一部、特定の条件を満たす遺伝子組換え技術を用いて得られた微生物については、カルタヘナ法の規制対象とならない場合があります(詳細は以下の国税庁ホームページをご参照ください)。この場合も、所轄の国税局鑑定官室にご相談ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sonota/selfcloning/index.htm>

- また、遺伝子組換え微生物を用いて製造された酒類を流通させるに当たっては、厚生労働省所管の法律「食品衛生法」によって定められている安全性審査の手続きが必要となります。

これらの法の規定に反した場合は、罰則が適用されます。

(参考)

アメリカ食品医薬品局において一般的に安全と判断された、
遺伝子組換え技術を用いて得られた微生物

アメリカ食品医薬品局 (FDA) は、一般に安全と判断した食品添加物等を GRAS (Generally Recognized as Safe) として認定しており、近年、遺伝子組み換え技術を用いて得られたと考えられる醸造用微生物についても GRAS 認定がなされています。

番号	名称	概要
120	ML01	マロラクティック発酵を行う果実酒製造用酵母
175	ECMo01	尿素の生産が少ない果実酒製造用酵母
350	P1Y0	硫化水素の生産が少ない果実酒製造用酵母

(平成 25 年 9 月末現在の情報による)

申請者から提出された本微生物に係る情報や、それに対する FDA の見解については、次のアドレスから確認できます (番号を検索窓に入力してください)。

<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/fcn/fcnNavigation.cfm?rpt=grasListing>

これらの微生物を酒類製造目的に使用するために輸入する際は、**必ず事前に所轄の国税局鑑定官室にご相談ください。**